

# 陸軍の境界石

小83・大中高26 香山 恭慶

本院の大手前校地の南西角は誰言うともなしに「三角地」と呼んでいる。

その三角地の上町筋側、歩道橋を降りたあたりに御影石でできた境界石(境界標)がたったひとつひっそりと佇んでいるのをご存知だろうか。長年の風雨にさらされ、生徒たちに傘でつつかれ、靴で蹴られつづけたのか、さすがに上部の四隅は角が取れているが、どこいじっと境界線を示している。[写真1] その境界石の側面をよく見ると「陸軍」の二文字が彫られている。[写真2]



▲[写真1]

▲[写真2]

確かにこの土地は偕行社があった場所なので、所有者は陸軍省だっただろうということは容易に推測できるが、

何のためにあるのか? いつ頃からあるのか? そして誰が?

と思ったので、調べてみた。

土地の境界を示す標識として土地に埋め込まれているものを境界標というが、調べると天平年間まで遡る。偕行基は、聖武天皇の勅を奉じて「境の地に炭を埋めて境界を正し…炭は地中に在りては万代不朽のものゆえ、境の地に炭をうけて後來の証とすることこの時をもって始めとす。」(地方凡例録上巻)との記録があるが、一般的には、明

治初年の地租制度が制定された頃からこうした境界の認識が生じたと思われる。

しかし、この陸軍の境界石は、その頃敷設されたものであろうか。地租制度は一般国民から租税を徴収するための制度であって、陸軍が所有する土地は国有地であるので、課税対象の土地ではない。従って同制度のもとでは境界を明確にする必要はなかったはずである。

その後明治23年に登記法が制定されるまで、土地の売買等は、地券の裏書きをもってなされていたが、これも官有地であれば不必要なものであった。しかし土地台帳規則(明治22年3月22日勅令第39号)によれば、官有地であっても道路、河川、溝渠を除き地番を付けて土地台帳を作成することとなった。土地台帳を作成するには、面積を確定する必要がある。そこで、この境界石が作られあの場所に埋められたのであろうか。

まずは、大阪法務局に出向いて土地台帳を調べてみた。[写真3]

東区京橋前之町2番 官用地 1193坪7合 所有者 陸軍省

とあり、もちろん地租の欄は空欄。


でもこの台帳はいつできたものであろうか。登記年月日に大正の文字が在るので、明治時代のものではない。古老司法書士に尋ねると、どうやらこの土地台帳は、大正時代に用紙の様式が変わったため、移記されたものであることがわかった。明治時代の土地台帳とは様式が違うとのこと。

しかし明治時代の土地台帳は保存期間満了にて閲覧することは叶わなかった。

土地台帳には台帳附属地図というものがあるので、その写しを取る。[写真4]確かに偕行社と明記してあるが、民有地に接する北側のラインはある程度明確であるが、南側のラインは不明確のままである。ま

医療法人  
**木本内科**  
院長 木本 渺夫

所在地 大阪府泉南郡熊取町和田1-1-15  
TEL 072-453-3050  
E-mail kimotonaika@rinku.zaq.ne.jp

  
**NARUKAWA**  
CO., LTD.

〒542-0012  
大阪市中央区谷町6丁目1-16

TEL : 06-6763-0234  
FAX : 06-6763-2416

<http://narukawa-co.com/>

素晴らしい旅・未知との出合い  
OSAKA  
**HATOBUS**



大阪緑風観光株式会社 **大阪はとバス**  
〒533-0005 大阪市東淀川区瑞光4-3-3  
☎ 06-6329-1912 FAX 06-6326-0137